

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成〇〇年 11月 5日

静岡県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：(〒420-8601)

静岡市葵区追手駿府町 108

事業者の名称： 富士山製材 株式会社

代表者職氏名： 代表取締役社長 桧 太郎 印

認定番号： (「継続」の場合、既得番号を入れる)

TEL： 054-112-1110

FAX： 054-111-1220

Eメールアドレス： fujiyama-wood@co.jp

県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数	創業年： 昭和27(1952)年、従業員： 6人
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量	主要品目： スギ、ヒノキ・建築用ほか(樹種と品目) 年間取扱量： 5,000m ³ (該当単位：m ³ 、トン等) 【別紙1】の「取扱予定量」を添付する。(注①)
3. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況	【別紙2】の「配置図」のとおり。(注①)
4. 分別管理及び書類管理の方針	●基本方針： 分別管理、書類管理の責任者を設置し、県木連の発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範や同証明に係る事業者認定実施要領を遵守し、木質バイオマスの円滑供給につとめる。 (管理責任者の氏名： 工場長 杉 次郎) ●運営方針：(注②) 【別紙3】の「運営方針書」のとおり。(注③)
5. 取得資格等(該当に丸印を付す。)	①ISO(9000、14000)、②木材業者登録、③県産材取扱業者認定、④JAS認定(一般用製材、構造用、2×4、保存、集成材、合板)、⑤AQ(木質建材認証)、⑥輸出梱包熱処理、⑦しずおか優良木材供給センター認定、⑧その他()
6. 所属する単位木協名	駿河木材協同組合
7. 認定後の処理(関連ウェブサイトへの情報掲載)	1) Eメールアドレス(該当に丸印を付す。) ①Eメールアドレスの掲載を希望する ②Eメールアドレスの掲載を希望しない ③Eメールアドレスがない 2) 主たる認定業種(「ひとつ」だけ選択し、丸印を付す。) ①素材生産、②原木流通、③製材、④木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)、⑤木材流通(製材、木材加工品の流通)、⑥木材製品(文具、家具、パレット等)、⑦紙・紙製品、⑧その他、⑨木材全般(①～⑤の業種)

(注) ①【別紙1】の間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスであることが証明された木材の「取扱予定量」を添付してください。

②【別紙2】の「配置図」はA4判とし、記載例を参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。

③【別紙3】の「運営方針書」はA4判とし、記載例を参考に「申請者独自」の方針を簡潔に記載してください。

間伐材等由来の木質バイオマス 又は 一般バイオマスであることが
証明された木材の「取扱予定量」

平成〇〇年 11 月 5日

(事業者 : 富士山製材 株式会社)
(住所 : 静岡市葵区追手駿府町 108)
(記載者 : 工場長 杉 次郎)

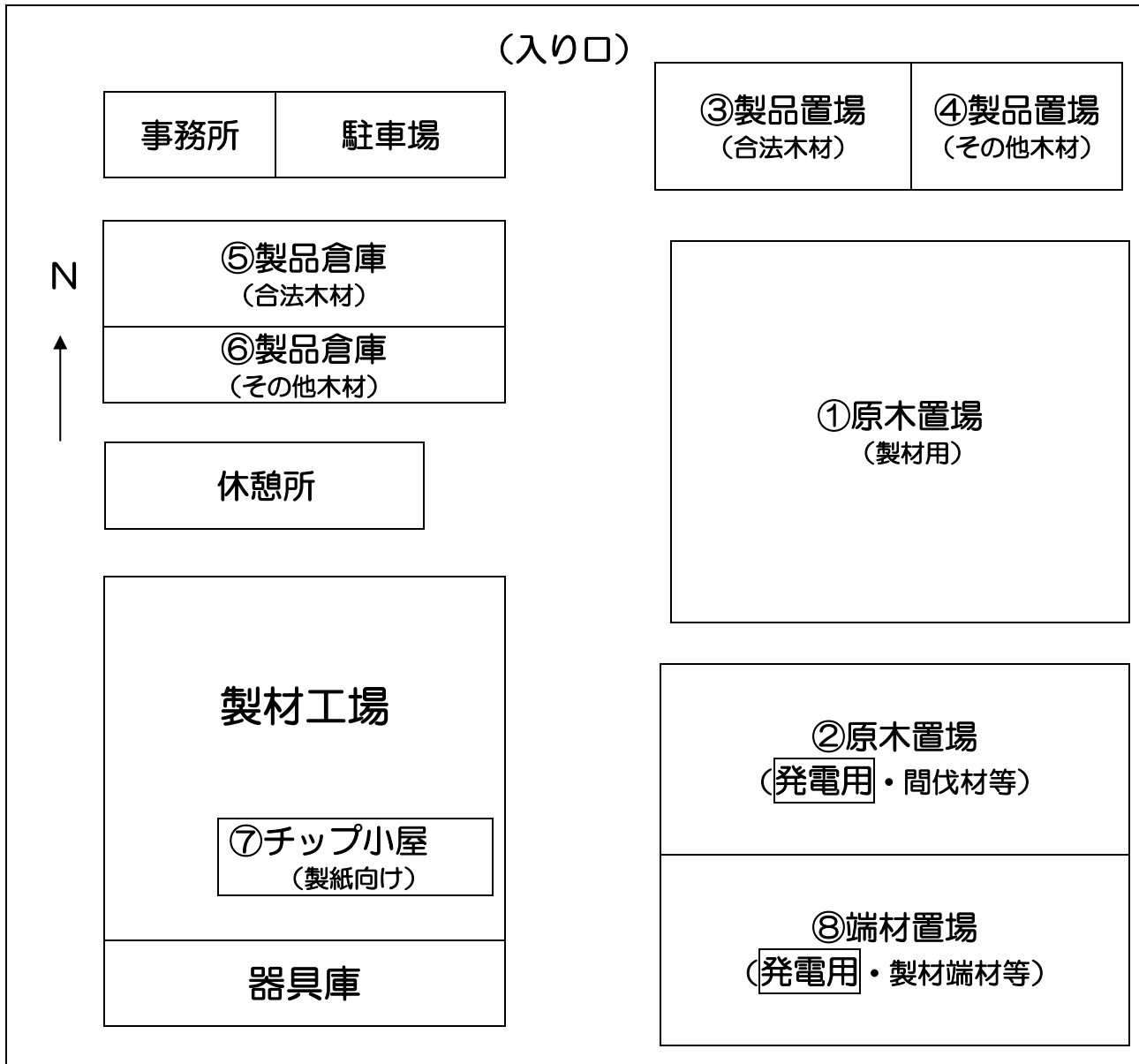
区 分	製 品 名	数 量 (単位：m ³ 、整数止め)
1. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	5,000
	原木（原料）出荷量	
	チップ等出荷量	500
2. 上記 1. のうち、 間伐材等由来の バイオマスである と証明されたもの	原木（原料）入荷量	2,000
	原木（原料）出荷量	
	チップ等出荷量	200
3. 上記 1. のうち、 一般バイオマスで あると証明された もの	原木（原料）入荷量	3,000
	原木（原料）出荷量	
	チップ等出荷量	300

注) ① 1 年間の「取扱予定量」を記載してください。
② なお、上記には「リサイクル木材」を含めません。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

(事業者 : 富士山製材 株式会社)
 (住所 : 静岡市葵区追手駿府町 108)

(公道)



注) ①この配置図では、「現場における分別管理の実態」、すなわち工場、置場、倉庫等における「発電用」(間伐材等)と「それ以外」(製材用・製紙向け)等の仕分けを説明してください。

②配置図の別表に、土場、倉庫、工場等における、原木、製材品の「分別管理」の状況について、樹種(スギ、ヒノキ、バイマツ等)、品目(発電用、建築用、梱包用、家具用、土木用等/柱、梁、板等)、形状(径級、長さ等)、産地(天竜産、大井川産、カナダ産、インドネシア産等)など、現場管理の実態をできるだけ「具体的」に記入してください。

③縮尺は任意で結構ですが、「方位」を入れてください。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置図
(説明書)

(申請者： 富士山製材 株式会社)

(住所： 静岡市葵区追手駿府町 108)

(管理責任者： 工場長 杉次郎)

配置図 番号	区 分 (原木置場、製品置場、製品倉庫の別)	管 理 品 (原木・製品の別、品目、産地、仕入れ先等)
①	原木 置場 (製材用)	ヒノキ丸太 4m (**産) ヒノキ丸太 6m (**産)
②	原木 置場 (発電用 ・間伐材等)	スギ小径丸太(間伐材) *m (**産) ヒノキ小径丸太(間伐材) *m (**産)
③	製品 置場 (合法木材)	ヒノキ 柱 *x*x*xm スギ 柱 *x*x*xm スギ 板類 *x*x*xm
④	製品 置場 (その他木材)	ベイマツ 梁、桁 *****
⑤	製品 倉庫 (合法木材)	ヒノキ 柱 *x*x*xm スギ 柱 *x*x*xm スギ 板類 *x*x*xm スギ 梁桁 *x*x*xxm
⑥	製品 倉庫 (その他木材)	WW(ホワイトウッド)集成管柱、 国産針葉樹合板、複合床材、***、****、 *****、*****など
⑦	チップ小屋 (製紙向け)	具体的に.....
⑧	端材置場 (発電用 ・製材端材等)	具体的に.....

注)

①簡潔明瞭：

申請書類による「書面審査」のため、申請者の「現場管理の詳細」（どんな製品が、どこに管理されているのか）を「認定審査委員」によくわかるよう簡潔に整理してください。

②別表処理：

特に、管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたる場合は、配置図にすべてを書き込みしないで、「原木置場（土場）」、「製品置場（仮置き場）」、「製品倉庫（上屋あり・常時保管場所）」等に区分し、各々何が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

【別紙 2】 **記 載 例 ③** (素材生産業者用)

素材生産業者等が「配置図」の添付を省略する場合

平成 年 月 日

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置図

（事業所名： ）

（住 所： ）

下記の理由により、標記の配置図は添付できません。

記

当社（当事業所、私）は、県内で素材生産業を行っておりますが、伐採現場が各地に移動するため、山土場など特定の原木置き場を有しませんので、「分別管理現場の配置図」の添付を省略いたします。

注) 素材生産業者が「現場配置図の添付を省略」する場合、該当事業者は、上記を参考にして「各社の実態」に合わせて、適宜記載してください。

記載例 ④ (分別管理及び書類管理方針書)

分別管理及び書類管理方針書

事業者名：富士山製材 株式会社
住 所：静岡市葵区追手駿府町 108
平成 24 年 11 月 5 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成 24 年 10 月 24 日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、工場長 杉 次郎 を「分別管理責任者」として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以上

【様式1-1、様式1-2の別紙3】

記載例 ⑤：素材生産者用（分別管理及び書類管理方針）

分別管理及び書類管理方針書

事業者名：駿府フォレスト株式会社

住所：静岡市葵区追手駿府町108

平成28年1月10日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社の素材生産において、該当する原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- 分別管理を適切に行うため、原木部長 駿河太郎を「分別管理責任者」として定める。
- 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- 分別管理責任者は、伐採作業に先立ち、伐採届、伐採許可書類等の必要書類により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- 原木の保管にあたっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所を標識等により明示する。
- 原木の出荷にあたっては、伐採届出書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるかを証明する。

（書類管理）

- 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。